

# 自由主義教育の思出

(無試験無採点無賞罰)

鈴木 達 治

私は今の横浜国立大学の前身である横浜高等工業学校の創立に従事し、それより満15ヶ年間実施した私の自称自由教育につき、思出話としてその経緯を述べたいと思う。それには余計なことかも知れないが、まづそこに至るまでの経験と経路を略述する要がある様に思う。

私は15歳の時に郷里を出て、京都の同志社に入学した。これは明治18年で同志社は当時創立後約10年を経過し、創立者の新島襄先生が校長であった。先生は人も知る様に元治元年に国禁を破り、函館港より脱出し、滞米約10年にして、明治7年に帰朝せられた。翌8年に同志社を創立し、私の入学当時は既に約6百の生徒が在学しておった。キリスト教を以て校是となし、全く米国流の教育で、多数の米国宣教師が、教鞭を執っていた。

学校当局からは何等宗教的要求もなく、又干渉も受けず、全く自由であったことは、何よりも嬉しかった。師弟間に何らの隔りがなく、学友相親しみ相和し、学課の勉強に又精神の修養に、切磋琢磨の雰囲気をなす校風は、私の一生を感化し、何処までも又何時までも、私につきまとうている様に感ぜられる。特に新島先生の風格は私の忘れ難き人々の一人である。

明治20年前後の同志社の生徒は、袴もつけず、羽織も着ず、着流しに兵児帯で、今日から見れば実に乱暴粗野であった。何も好んで粗野を装うのではない、当時の日本は貧乏であった為めで、学校も又そんな型式に頓着しなかったのである。それとは全く正反対に新島先生はフロックに身をかけたため、頭の Teppen から、靴の先きまで洗練された風貌は、何処から見ても西洋紳士そのままであった。

しかしながら一たび講壇に立ち、口を開いて我国文化の立遅れを説き、青年学徒の発憤を促がす時の声容は全く別物で、当時の我々青年の脳底に

刻み込まれた悲憤慷慨の熱情は幕末志士を想像せしめた。これが私を惹きつけ、大なる魅力を感じしめたるものであった。

先生には又特に当時封建的であった官尊民卑の面影の片鱗だも、その心形に見ることは出来なかった。徹頭徹尾民主主義の洗礼に浴した人で、今日から想い起しても、生れながらの民主人又自由人と思われてならない。先生晩年多病で、47歳の壮齡で大磯客舎で逝去した。朝野その死を惜み、門下の子弟は恰かも父母を亡くした思いであった。我々学生は悄悄として先生の棺を肩にして、明治23年1月の下旬寒風肌に徹するの日、京都東山の若王寺山頂に埋葬した。その記憶は今も猶忘れ得ない貴重な追想である。

私が同志社を卒業して劈頭の就職関係は、横浜の宗教学校であるフェリス女学校であった。提出した英文の履歴書は、学校当局を驚かした程の悪文であった為め、見事不採用になった。元来私は自由主義者であり、又同志社教育に感化を受けたことから、官途に職を求むる意志は、かりそめにも持たなかった。英文が拙劣であったことが、不思議にも私を思わぬ運命に追いやり、40年に近き私の教壇生活が、官僚教育に始終し、政府に衣食し、一粒も民間の粟を食わなかった。即ち熊本五高、仙台二高、広島高師、東京蔵前高工と転々し、大正9年最後に横浜高工の創立に迎へられた。在職15年にして、昭和10年に退職し、爾来約20年公私の職に就かず、朝耕夕読今も猶政府の恩給に衣食する浪人である。

転々した私の官立学校の生活は、ひたすら現実主義を取って、因循姑息と知りながら、理想をすて節を折って大勢に順応し、無事に教壇に立った。それでも広島高師だけは辛抱が出来なかった。極端な形式的、又官僚的であったからである。危くここで私は失脚する所であった。面白い

回顧の数々があるが残念ながら省略する。熊本の五高には幕末戊申の役に、会津藩を背負って戦った名将秋月胤永翁がいて、一一学生の出身藩を手帳に記入した。小泉八雲で著名なラフカディオ・ハーンや、近代の文豪夏目漱石などの名士が同時に在職した。五高では私は末席の職員であって、又化学であったため、これらの諸先生と別に親交がなかったことを、後日に至り悔しく思うのである。しかし面識のあったことは、実に忘れ難きことで、限りなき教訓をその遺風と著書に、今日でも受けつつある。仙台二高では、三好愛吉、栗野健次郎、土井林吉（晩翠）の3教授と最も親しく接触した。3氏とも官僚臭と俗臭より抜け出し、且つ名利に恬淡たる達人であった。三好氏が二高の教頭として残した業績は、官立学校の教育行政における、型破りの勇断であったであろう。三好氏は後に秩父宮殿下御兄弟に奉侍し皇子扶育官長として令名あったが、その早世は惜まれた。以上3教授との接触と、寛厚の大人中川（名は元）校長との二高5ヶ年間の生活は、私の後日の心境と行動に、大なる示唆と暗示を与えてくれたと感ずるのである。

3年の歐洲留学から帰って、東京蔵前の高工に入った。初めての実業教育への入門で、全く勝手が分らず、五里霧中であった。当時蔵前高工の校長は手嶋精一先生で、実業教育界の名校長であった。私は手嶋校長門下として働いているうちに、段々とその人となりになり敬服した。校長は直接学生生徒の指導者というよりも、むしろ卓越した教職員の指導者であった。それが一般学生々徒にまで及び、蔵前高工をして、実業専門学校中の最高峰たらしめたのであった。猶一面広く観察して見ると、手嶋校長は内部からよりも、むしろ外部から学校を統治したといってもよかろうと思われるのである。手嶋校長は一流の名士で、当代朝野各方面から重きを置かれ、交渉を持ち、随って学校をして社会と密接な関係を持たしめ、毫も孤立又遊離する様な隙きがなかった。かくして私は多くの先師同僚から教へられ、特に手嶋校長には10年近くも師事し、最後には同校長の推挙により、大正9年に創立した横浜高工の校長として任命を受けたのである。

就任して学生に臨み、第一に難関に出会つたのは教育勅語問題であった。入学した学生には、朝鮮人もあれば、台湾人もある。国籍からいえば、

同じ日本人である。彼等新付の民族に対し一般的に教育勅語を敷衍祖述しても、その意義において通用し難きものがある。例えば祖先とか報恩に就き、彼等から反問逆襲を受けたときは、私は片言隻語の返答が出来ないで、立往生をしなければならぬであろう。これを思うと、開校の当初において、教育勅語に就き、私の所見を述べることが出来なかった。色々と苦慮しつつある間に、幸にして我国憲法を基本とした忠君論を見出した。即ち教育勅語の解釈に憲法を適用し、新領土の国民にも、同様に敷衍的に解説し得る理論に達し得て、初めて安心且つ意を強うし得た。これは全く法学博士松本敏氏の学位論文であった“忠君論”に負う所である。

更に又私は思った。教育勅語は、日本国民として、現実に社会に処する道を教えたものであるが、しかし人間教育としては、この勅語の処世術基準を踏み越えて、我々人間個性の自主独立を涵養育成のため、何等かの信仰と思想は必要であるべきである。人間個々には天賦天稟の異なりたる神知靈覚がある。その異なったものを持っている学生に、団体的の教育を施すことは、学校の所謂大量教育の建前から、余儀ないことであろうが、そこに何等かの無理があると考えられるのである。学校には未来の民族を支配する各階級の人材が集っている。大量生産の団体教育は、優秀な人材を引き下げ、劣等者の為め犠牲となる恐れが多分にあるであろう。その各自の個性を阻害することなく円満に育成せしむる教育家は、少くも福沢先生とか、新島先生若くは内村先生とかいう様な知性、徳性、勇気、見識を兼備した、人格者でなくてはならない。私如き凡人では到底不可能であることは、いうまでもないことである。

そこで私は考えた。私としては学生を訓育することは出来ない。只単に学生の天賦天稟の個性を阻止阻害せしめないことだけを以て、教育者として私の責務とするのみである。恰かも春光慈雨の環境に、花木の自然に發育するが如く、只それを助長せしむるのである。かくして道徳教育から偽善者を救い、職業教育から国家の危険を拭い去らんとするのである。この覚悟と信念は私の自由教育の出発点である。元来私は化学者で、教育学とか心理学とかの素養は、一切持たない全然の門外漢であるから、私の自由教育は自分勝手の称呼で、何等学問的の裏付もなく、又組織的の体系な

きもので、只現実と実践を以て学生に直面したに過ぎなかったのである。しかしこの自由主義教育を実行する手段として、とったものは所謂三無主義即ち無試験、無採点、無賞罰であった。皆これ私の横浜に来るまでの、長き教壇生活の経験を基礎としたものである。当時の熱心なる教育家は殆ど、凡べて訓練に重きを置いた。軍隊教育の影響かも知れない。訓練の能く行届いた学校は、文部大臣や知事市長、その他学校参観の人達により、賞讃せられ、社会でも優良学校として、認識した。しかし私は自覚なき訓練は、犬に芸を教え込むと同様に考えた。そこで教育の第一義は自覚で、訓練は第二義的のものとして私の自由主義教育を一貫して行動した。自覚なくして自由教育は行われるものでない。

**無試験** 試験地獄という言葉は、遠い昔からあるので、説明の必要はない。学生々徒は勿論、親兄弟を初め親類故旧に至るまで絶えず悩やまされるものである。しかし何時までも解消せられる見通しはない。試験勉強の為め、青少年が心身を消磨し、国家の負担となることは何人も認むる所であろう。しかし智識を与える方法としては、試験は最も簡単で、容易でかつ最も能率的のものであろう。多数の学生々徒を教授する学校としては、簡単にして又能率的なこの試験制度を用いることは、教師としては止むを得ないことかと考えらるるのである。しかし学生側からすれば、悉くとはいわないが、学問を強制せられるから、イヤな事である。何事でも自主的でなく、他より強いられて、余義なくされ、事を果たすより苦しきものはなかり。試験勉強はしばしば、この境にまで追いやられ、終には不幸なる結果をもたらすことさえある。それよりも、すべて試験から解放されて、自ら好んで勉強し、更に進んで楽しんで勉強し得るならば、これに優るものはないであろう。

試験制度を採れば、学期末に又学年末に、教師が集合して、成績調査会議が開催される。しばしば馬鹿らしい、又非常に不愉快な会議となることがある。又必然的に落第生も出て来るのである。落第生は実にみじめなものである。落第生は今年留められて、同じ学課を修業するのであるが、それでも多くの場合、成績佳良にはならない。矢張り前年通りの不良で、二年辛抱したからとて、同情で進級又卒業せしむるまでである。これも私が横浜に来るまでの各学校での経験である。横浜

高工の入学者は三年立てば一人残らず必ず卒業するのであった。

ある時孔子は人の間に答えて、自分の多くの弟子の中で、独り顔回をあげて、学を好むと云って賞讃した。孔子は顔回を以て博識多聞であるとして、其豊富なる智識を賞讃しなかった。これは非常に考うべきことと思う。学校は智識を詰め込むことが、第一義的になつてはならない。試験勉強は学生を強制して、智識の詰め込みをなましむるに、外ならないのである。多くの場合これは学生にとって苦痛である。それであるから試験が終るとヤレヤレと、一種の弛廢の気分を生ずるのである。学校教育は学を好み、学を愛し、学を楽しむ習性を賦与するものでなくてはならない。かくして智識欲に執着し、明かるい希望を抱き、長い一生を幸福ならしめねばならない。学を好む顔回のような人物を養成するのである。

一方また学校教育は、しばしば智識偏重の弊ありとして、遠く明治時代以来、各方面の批判がある。しかし試験制度が存在する限り、この弊は到底除去することは出来ないであろう。智識に偏重することは、他の一面に人間としての欠陥を生じるからである。若き学生時代に、特に發育成長を待望せられる人間の種々なる徳性を犠牲にして、智識の詰め込みに努力するからである。試験で点数を稼ぐ武器は、記憶と暗記でこの両者に熱中して、学生の旺盛なる精力を消磨し、将来に發達を約束潜在する偉大なる人間要素を消失する杞憂が多分にある。

記憶と暗記に熱中するため、特に独自の判断力を薄弱にする。人間の正邪曲直、是非善悪を判断する知能は試験勉強より解放され、束縛強制を受けず、自ら好んで又楽しんで、獲得したる智識により、より多く得らるるものと私は信ずるのである。凡そ人間の行為は、自己の判断から来るもので、正邪曲直、是非善悪の岐路に立って、迷わず誤らず、正当な判断より来る行為は、善行であり又善徳である。正しい智識と、正しい行為が調和を得て、初めて真の教養ある人間が出来るものである。智識が行為より遥かに進歩していたり、反対に行為が智識を凌駕しては、出色又大に特色ある人間になり得ても、真の教養ある人間にはなり得ないであろう。智識と行為が極端な不調和の人間の多いことは、社会の不幸である。出色と特色とは、必ず賞讃すべきではない。功罪相伴ない清

算を要するものがある。

孔子は論語の中に「質は文に勝てば、則ち野なり、文は質に勝てば、則ち史なり、文質彬々として然る後君子なり」と語って居る。質は人間味であり、文は智識である。野は野人で、史は学者である。私は現代において史は官僚と解釈して更に一層の妙味を感じるのである。2千数百年前の文献であるが、私には新鮮で含蓄多く味わえるのである。人間味が智識を超越して居る。即ち智識がないがしろにして、出しやばるのは野人である。それと反対に、智識が人間味を無視して、威張るのは官僚である。智識が秀れ、それに伴って人間味の豊かな人は君子である。君子とは真に教養のある人物である。教育の真の目標は教養ある人材を養成するにある。試験制度は質を犠牲にして、官僚的人材を養成する機関に墮する危険が多分にある。教育上最も考慮を要する点であると思う。

**無採点** 無試験であるから、無採点は当然である。試験をしなくても、他に採点の方法はいくらでも考えられるが、如何なる方法でも採点はしない。卒業生の就職する時に、その人の席次や、学習学科の点数を付け添えて、紹介するのは、今日も猶普通に行われている形式である。これは露骨に言えば、製造物品に正札を付けて売り出すのと同じ筆法である。製造物品なら正札に偽りありやなきやは、容易に証明が出来るが、人間の正札は、容易に証明が出来ないであろう。自主と独立を名誉とする人間は、自己の価値を表示する正札を背負つて、就職の門をくぐることは、変に感ぜられる。学校は又正札を付けて、卒業生を送り出すのも変なものである。一般社会では今年、卒業生の売れ口は、良いとか悪いとか、まるで人間売買の様な口吻を用いて、怪しまないのである。今少し人間個性の尊重を考えないものか。

学校の正札は試験による採点数である。即ち智識の標準のある程度を示したもので、真の人物を評価するものでない。智識はその人の有する一部であって、全部ではない。我々の学校は無採点であったから、就職に関し最初は多少の困難があったが世間が次第に理解してくれる様になり、別に面倒を見なかった。

**無賞罰** 学校において学生に、品行方正、学業優等であるとして、賞品や褒状を授与して、これを賞するのは、一種の賄賂教育である。これに反して停学や退学を以て、不良の学生を処罰するの

は失敗教育である。私はかく信じている。親子の間に例を取って見れば、子供の一人に善行があったとて、その子に何か賞品を与え他の子供連中をして、指をくわえて傍観せしめて、親として平気でいれるであろうか。これと反対に一人の子供が何か不良な行為があったとて、親から折檻を受けたとしたなら、如何であろうか。その折檻が多少でも無理であったり、又度を越えたものであったなら、忽ち他の子供の方の同情は親から去って、折檻を受けた子供の方へ移るであろう。封建時代ならばいざ知らず、苟も現代の空気を呼吸したものであるならば、頑是なき児童でも、自然にその心理に染溶している。況や学生々徒においておやである。この心理は処罰事件が、しばしば学校騒動の原因をなすものである。

私の在職15年間高工では、処罰に相当する様な事件は皆無ではなかったが、非常に少なかった。同じく校長をした中等学校であった商工実習学校では、かなり多数の不良や不正事件があった。特に大正大震災後横浜市の窮乏時代に著しかった。詐偽、窃盗、万引、暴力、賭博等で、時々新聞や、警察の厄介にもなった。警察に留置きになると、その都度私は主任教師と、警察に出頭して、連れ帰り出校せしめた。後には警察と特約して、拘留した際は、親元に通知せず、直ちに学校へ通知する様に取扱っていた。

これら不良を戒める私の言葉は次の様なものであった。お前は学校の生徒である間に、犯罪したことは仕合せのことである。社会に出て後に犯罪して、刑に服する様なことになったなら、あるいは一生を棒にふることになるかも知れない、よく心得て以後を慎しめと戒しめるのであった。不良を処罰すると、それで犯罪は帳消しになった、棒引きになったと心得て、多くの場合悔悟にならないかもしれない。時として無処罰で、犯罪が不問に付せられたものが、一層学校と親密になり、それが更にその父兄にまで延長し、お互いに楽しき思いをすることさえある。

聖書ヨハネ伝の一節に、次の様な意味の事柄が書いてある。当時の文化人である学者と、パリサイ人の一群が、一人の女をキリストの前に連れて来て、この女は姦淫の現行犯罪者である。かかるものは、モーゼの法律により、石にて打ちこらせよと、規定せられてある。左様取り扱って差支えなきかと、今にも打たんとする権幕で、キリスト

に向って聞きただした。黙々として答えなかったキリストは、迫り来る詰問に堪えかねたか、漸く頭を上げ「汝等のうち罪なきものは、先づ石を以て打て」と厳格な態度で申し渡した。良心にとがめる所があるためか、さすがいきり立っていた、學者とパリサイ人は、お互に顔を見合せ誰れも打たんとする気配を見せず、一人去り二人去り、終にキリストと女の外、誰れ一人もいなくなった。そこでキリストは徐ろに立ち上り、四方を見まわし、もうお前を裁ばく誰れもない。われも又お前を罰しないであろう。「女よ去って再び罪を犯すなかれ」と述べて解放した。キリストは実に見事な無処罰主義の典範を後世に残されたといふは感謝する。

私はキリスト教信者ではない。しかしこのヨハネ伝の一節には、深く感銘するものである。学校に罰則のあることは一般で、教育の一つの方便であるが、私の長い教壇生活の経験は、絶えずこれを疑問とした。横浜に來り同時に校を主宰するに當り、無賞罰主義を徹頭徹尾実行して、全く自信を得た。しかしして15年間間の経験により、その効果の決して、不良でないことに就き、充分の満足をかち得たのである。一人を賞して万人を励まし、一人を罰して万人を懲らすことは、私の腹の虫が、承知しないのである。賞せず罰せず、和氣あいあい、輝く希望の中に、切磋琢磨の道場を建設するのは、官公私を問わず学校の特権ではあるまいか。この特権を解せない学校は、徒らに世間の泥沼に、身を没し、ぬきさしのならない状態を呈しているのを見て、私は不思議に思う。無賞罰は教育の要諦と信ずるのである。

**三無主義実行の手段** 普通一般の学校は試験採点処罰等弁慶の七ツ道具を以て武装し、威敵を以て學生に臨んでいるが、我々の自由主義の学校は、丸裸で無武装、無軍備で、しかも又安全保障であるべき、在學生の保証人もないのである。入学せしめた以上、親子であり又師弟である。凡ての責任は学校はこれに當り、一切他を煩はさない覚悟をしていた。開校当初三無主義を宣言して、その実行の困難なることを痛感した私は余念なく教育に専念するため、専修しつつあった化学工業を放棄することを考え、化学、物理、数学等の多年蓄積した文献書籍を挙げて、4ヶ所の図書館に寄贈し、自分の手記した凡てのノートと庭前で焼きすてて背水の陣を布いた。

無試験無採点は、一部少数の學生には、点とり慾が満たされぬ為め、不平の声があることを知り、一週一時間づつ私自身が教室に出馬し、新入生を教授した。三無主義を初めとして、自由主義学校に於て、勉学する要領を半ヶ年に亘り講演することとした。更に三年級が出来てから、残りの半ヶ年を以て、卒業後官公庁及会社に就職した後の処世法に就き講演した。履歴書の書方から初め就職の際の面接より、就職後の同僚との交際、読書、娯楽、宴会、贈答（特に贈賄、収賄）妻帯、齊家、出所進退に至るまでの私の意見を講演した。

猶全學生には、一学期に2-3回、時事問題に就き講演をした。私は學生に対し一度も訓示とか、訓諭の言葉を使用したことがなかった。苟も訓示又訓諭となると、是非學生をして、その問題事件に服従せしむる權威がなければならぬ。私にはその權威がない。故に私のは単なる講演で、我輩はかく考える、學生諸子は如何、只参考に供するのであるとした。

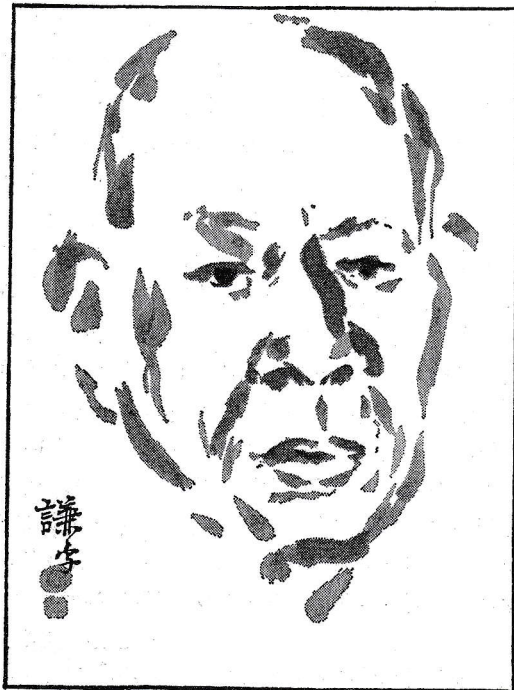
教室や講堂で學生に講演するだけでは、何か物足りない氣がせられるので、直接學生と接觸する要を感じ、毎週水曜日の一夜、私宅を解放して、學生の有志と談笑する機会を作り、在職中継続したが、退職後も學生の希望により、戦時勤勞奉仕の爲め、學生の四散するまで続いた。如何に努力しても、全校の教職員と學生を挙げて悉く三無主義の熱心なる同志者とする事は出来ない。しかし又その必要もないのである。教職員中に数名の同志者があれば、それで沢山である。學生も同様で至って少数でも、熱心な共鳴者があれば、そこに校風徐ろに興って、動かし難き伝統の基礎が出来るのである。猶私は長い夏休中には、四散している學生に対し一通の信書を発信し、連絡を取った。学校の自由主義教育に協力してくれた職員學生には、今も猶深き追慕の念を持っている。

何れの時代でも、国家として教育の大綱といふべきものがある。その大綱を破らない限り、教育の劃一主義を固守する必要はない。劃一主義は窮屈で、又甚だ庄迫感を感じるものである。私の當時文部省は劃一主義であるとして非難せられていた。しかし私は文部省は決して劃一主義を以て、我々教育者に強ゆるのでない、むしろ我々教育者側は、劃一主義の推進者であつたと思つた。毎年の学校長會議は劃一の原案を起草するものであつた。又学校自体が、何事か起つた時、又何事かを

計画せんとする時には、必ず文部省に伺いを立て、その指令を仰いでいた。それでは劃一にならざるを得ないであろう。私共は学校の自治、学問の自由を他より与えられるを期せずして、自ら与えて満足していた。

私は学校に御真影も、教育勅語も奉戴していなかった。三大節の祝日に、拝賀の儀式を挙行しなかった。当時の劃一制度を破ったものである。私は教育勅語の最も忠実なる実行者を以て任じて居った。一方私は皇室中心主義者であった。以上の型破りに就き、私に非難攻撃を加えるものがあるかも知れないから、私は弁護し得る充分なる用意を持っていた。文部省は知って知らぬ顔をしてくれた。今でも感謝している。

道徳主義教育を看板に表彰すると、多くは形式に流れ、たとえ無力とはいえなくとも、微力である。職業教育は物質主義で、科学とその応用に全力を尽くし、優勝劣敗の競争に没頭し、平和に危険のあることは、独逸の科学教育が、我々にその生々しい例を示してくれた筈である。そこで私は自由主義を信条として、道徳のかん養、職業技術の習得に努力したのである。



建築昭和7年卒 田辺謙輔画伯(春陽会)筆

本文 33 頁参照

最後に校風樹立は、学校教育の要諦である。卑俗な例であるが、私は多少錦魚飼育の経験がありますので、これを引用して見ると、学校は錦魚池で、教師の授ける智識は、錦魚の飼料の様なものである。池水は清浄のものであってはならない。適当な汚水で、盛んに微生物の発生を促す水質と、水温が必要である。若し長雨の為め池水が一新して、清浄となる様な場合には、下肥を撒布する必要さえある。この適当なる汚水は、錦魚の好む世界であって、この様な水の中では、与える飼料はどんどん食せられ、錦魚は無病で良く成育するのである。適当な水でなければ、如何に好餌を与えても、錦魚の商買は成り立たない。破算である。錦魚飼育の秘訣は水を作るにあるので、学校教育の奥の手は、良校風を興すにありと、私は信ずるものである。

私が随時学生に談話した事項は、**自由教育の梯、自由教育の片鱗、自由教育10年、名教自然、入愚亭独嘯、煙洲漫筆**の単行本に記録せられている。本パンフレットの内容は、以上と多少重複したきらいがあるが、私の自由教育実行の道行きを、序述した点において、多少の差ありと思う。それでも記述の前後をあやまり十分に整いおらぬことを、甚だ遺憾とする。只私は同志と共に実践した教育の昔し話を、序述したのに過ぎないが、今も猶これを信じている。特に現下の世相を観て、何れの職業層にも、何れの階級にも、道義のひらめきの片鱗も見えず、徒らに自己の權益の主張擁護に、日夜闘争排他の状勢に、私は深き憂慮を催すものである。国破れ、土地と資財を割き幾百万の貴重な子弟を失い、窮乏疲労の我国は、続く子弟を養育することに捲土重来の復興の重点があると思う。今こそ教育家の最も尽くし甲斐のある時代ではなからうか。戦後の教育は、再検討の必要があると思う。教育家よ自己を救うより先づ子弟を救え、然らば自己も救われるであろう。

私は大正9年1月19日に、横浜高工に任命を受け、それより満15年後の昭和10年1月19日、辞表を提出して学校を去った。故旧門下の有り難き厚意により、校庭に「名教自然」と題する碑を残した。自由教育の標彰である。

(昭和29年3月15日)

# 履 歴 書

## 鈴 木 達 治

明治4年9月11日生

- |                        |   |  |  |  |        |
|------------------------|---|--|--|--|--------|
| 明治19年 1月               | 京都同志社英学校ニ入り四箇年間英語ニテ普通学ヲ修メ同校ヲ卒業ス                       |  |  |  | (農商務省) |
| 同 23年 9月               | 同志社理科大学部ニ入り三箇年間化学専攻副科トシテ獨逸語並ニ植物生理組織学等ヲ兼修シ同部卒業         |  |  |  |        |
| 明治26年11月               | 同理科大学部在学中優等生トシテ二箇年間授業料ヲ免除セラル                          |  |  |  |        |
| 明治28年 1月               | 熊本県大江村九州私学校ノ聘ニ応シ一箇年半ノ間物理解学化学地理地文学等ヲ教授ス                |  |  |  |        |
| 同 年 5月                 | 報酬トシテ月手当金拾五円ヲ受ク熊本第五高等学校嘱託教員トナリ二箇年半ノ間在勤報酬トシテ月手当金三拾円ヲ受ク |  |  |  |        |
| 明治30年 7月               | 東京ニ於テ第八回文部省教員検定試験ニ及第シ尋常師範学校尋常中等学校高等女学校教員免許状ヲ受領ス       |  |  |  |        |
| 明治33年 7月10日<br>同 月 25日 | 東京帝国大学入学規程第二号書式ニ従ヒ入学ヲ出願許可セラル                          |  |  |  |        |
| 明治34年 2月 9日            | 東京帝国大学理科大学化学科卒業大学予科講師ヲ嘱託シ報酬トシテ一箇年金八百円給与               |  |  |  |        |
| 同 年 5月 7日              | 任第二高等学校教授(第二高等学校)叙高等官七等(内閣)                           |  |  |  |        |
| 同 年 6月10日              | 兼任仙台医学専門学校教授叙高等官七等(内閣)                                |  |  |  |        |
| 明治35年 4月22日            | 支給百五拾円仙台医学専門学校支給(文部省)                                 |  |  |  |        |
| 同 年 6月19日              | 叙從七位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 明治36年 8月28日            | 明治35年開設ノ師範学校中等学校高等女学校教員講習会嘱託手当トシテ金百貳拾五円給与(文部省)        |  |  |  |        |
| 9月15日                  | 叙高等官六等(内閣)  |  |  |  |        |
| 12月24日                 | 叙正七位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 明治37年 1月26日            | 八級俸下賜(1,000)(文部省)                                     |  |  |  |        |
| 明治38年 6月22日<br>8月18日   | 叙高等官五等(内閣)<br>任広島高等師範学校教授(内閣)<br>叙高等官五等(文部省)          |  |  |  |        |
| 8月30日                  | 八級俸下賜(宮内省)  |  |  |  |        |
| 明治41年 6月25日            | 叙從六位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 7月13日                  | 電気化学工業研究ノタメ滿二箇年間独国、英国及米国へ留学ヲ命ス(文部省)                   |  |  |  |        |
| 8月22日                  | 海外渡航任東京高等工業学校教授叙高等官五等(内閣)                             |  |  |  |        |
| 明治43年 3月31日            | 八級俸下賜(文部省)  |  |  |  |        |
| 4月 1日                  | 外国留学中年俸參百円支給(文部省)                                     |  |  |  |        |
| 明治44年 5月26日            | 高等官俸給令改正  |  |  |  |        |
| 6月 2日                  | 帰朝七級俸下賜(1,500)(文部省)                                   |  |  |  |        |
| 11月20日                 | 叙高等官四等(内閣)  |  |  |  |        |
| 明治45年 1月20日            | 叙正六位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 明治45年 7月30日            | 大正ト改元   |  |  |  |        |
| 大正 2年 4月 1日            | 文官分限令第十一条第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ス(文部省)                          |  |  |  |        |
| 10月13日                 | 復職ヲ命ス(文部省)  |  |  |  |        |
| 大正 3年 4月15日            | 東京大正博覧会審査官ヲ嘱託ス(農商務省)                                  |  |  |  |        |
| 6月16日                  | 六級俸下賜(1,700)(文部省)                                     |  |  |  |        |
| 6月29日                  | 叙勲六等授瑞宝章(421,763)(賞勲局)                                |  |  |  |        |
| 7月31日                  | 叙高等官三等(内閣)  |  |  |  |        |
| 9月30日                  | 叙從五位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 11月 7日                 | 化学工業調査会委員ヲ嘱託ス   |  |  |  |        |
| 大正 4年11月10日            | 大正四年勅令第一五四号ノ旨ニ依リ大札記念章ヲ授与セラル(賞勲局)                      |  |  |  |        |
| 大正 5年 7月 8日            | 五級俸下賜(2,000)(文部省)                                     |  |  |  |        |
| 大正 6年 9月26日            | 化学工業博覧会審査官ヲ嘱託ス(農商務省)                                  |  |  |  |        |
| 10月15日                 | 第九高等工業学校創立委員ヲ嘱託ス(文部省)                                 |  |  |  |        |
| 大正 7年 6月 7日            | 四級俸下賜(2,200)(文部省)                                     |  |  |  |        |
| 7月26日                  | 叙勲五等授瑞宝章(賞勲局)   |  |  |  |        |
| 大正 8年 3月27日            | 畜産工業博覧会審査官ヲ嘱託ス(農商務省)                                  |  |  |  |        |
| 9月 8日                  | 三級俸下賜(2,500)(文部省)                                     |  |  |  |        |
| 10月22日                 | 支那へ出張ヲ命ス(文部省)   |  |  |  |        |
| 10月30日                 | 出発  |  |  |  |        |
| 12月22日                 | 帰朝  |  |  |  |        |
| 12月10日                 | 叙正五位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 大正 9年 1月19日            | 任横浜高等工業学校校長叙高等官二等(内閣)                                 |  |  |  |        |
| 3月18日                  | 賜二級俸(3,000)(文部省)                                      |  |  |  |        |
| 3月29日                  | 職務勉勵ニ付為其賞金二百円下賜(文部省)                                  |  |  |  |        |
| 7月 1日                  | 叙勲四等授瑞宝章(534,882)(賞勲局)                                |  |  |  |        |
| 8月18日                  | 都市計画横浜地方委員会委員被仰付(内閣)                                  |  |  |  |        |
| 大正10年 2月15日            | 高等官々等俸給令改正神奈川県立商工実習学校校長事務取扱ヲ嘱託ス(神奈川県)                 |  |  |  |        |
| 3月26日                  | 職務勉勵ニ付為其賞金五百円下賜(文部省)                                  |  |  |  |        |
| 7月25日                  | 社会教育委員ヲ嘱託ス(文部省)                                       |  |  |  |        |
| 12月23日                 | 職務勉勵ニ付為其賞金七百円下賜(文部省)                                  |  |  |  |        |
| 大正11年 3月31日            | 賜二級俸(4,800)(文部省)                                      |  |  |  |        |
| 8月 7日                  | 横浜市立大岡工業補習学校校長事務取扱ヲ嘱託ス(神奈川県)                          |  |  |  |        |
| 12月20日                 | 職務勉勵ニ付為其賞金九百円下賜(文部省)                                  |  |  |  |        |
| 大正12年12月17日            | 職務勉勵ニ付為其賞金千五百円下賜(文部省)                                 |  |  |  |        |
| 大正13年 1月11日            | 文部省視学委員ヲ命ス(文部省)                                       |  |  |  |        |
| 3月31日                  | 叙勲三等授瑞宝章(賞勲局)   |  |  |  |        |
| 12月 5日                 | 賜一級俸(5,200)(文部省)                                      |  |  |  |        |
| 12月27日                 | 叙從四位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 12月18日                 | 職務勉勵ニ付為其賞金千貳百円下賜(文部省)                                 |  |  |  |        |
| 大正14年12月22日            | 前同断 金千貳百円下賜(文部省)                                      |  |  |  |        |
| 大正15年12月15日            | 前同断 金千円下賜(文部省)  |  |  |  |        |
| 12月25日                 | 昭和ト改元   |  |  |  |        |
| 昭和 2年 2月 2日            | 叙高等官二等(内閣)  |  |  |  |        |
| 12月19日                 | 文政審議会委員被仰付(内閣)  |  |  |  |        |
| 昭和 5年 2月 1日            | 叙正四位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 12月27日                 | 年俸金七百円加賜(文部省)   |  |  |  |        |
| 昭和 6年 3月11日            | 叙勲二等授瑞宝章(賞勲局)   |  |  |  |        |
| 昭和 6年 4月21日            | 神奈川県立商工学校校長事務取扱ヲ解ク(神奈川県)                              |  |  |  |        |
| 5月 1日                  | 帝国復興記念章ヲ授与セラル(賞勲局)                                    |  |  |  |        |
| 昭和 7年12月24日            | 体育運動審議会委員被仰付(内閣)                                      |  |  |  |        |
| 昭和10年 2月12日            | 叙從三位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 2月13日                  | 依願免本官(内閣)   |  |  |  |        |
| 2月25日                  | 叙正三位(宮内省)   |  |  |  |        |
| 3月25日                  | 特旨ヲ以テ位一級被進(宮内省)                                       |  |  |  |        |
| 3月25日                  | 横浜高等工業学校名誉教授ノ名称ヲ授ク(文部省)                               |  |  |  |        |
| 昭和16年 2月20日            | 横浜保護観察審査会委員ヲ命ス(司法部)                                   |  |  |  |        |

此の履歴書は終戦後GHQの要求により学校から提出したものです。